

# 締結までの流れ



## ➡ 締結に至るまでの手順 1

①移動式クレーンの運行経路図 (目的地までの道順の事です)  
※特に指定が無ければ、当社にて下見いたします。  
但し、以下②③に関しては施工計画時に関係各位でご相談願います。

## ➡ 締結に至るまでの手順 2

②運行経路図に大型規制があれば、所轄警察署への届けが必要です。  
(代行申請の場合、別途時間と費用が発生します。) また、住宅街での作業に於いては、自治会の承認が必要な場合もあります。

## ➡ 締結に至るまでの手順 3

③私道、私有地の搬入路・搬出路及び設置場所での道路等の損傷は、お客様のご負担となりますので、ご注意願います。

## ➡ 締結に至るまでの手順 4

クレーン設置場所が軟弱地で水平が取れない場合や能力外の作業、架空線の防護管無し等の不十分な場合は、当日であってもお断りさせて頂く場合も有ります。  
特に、高圧線周辺での作業予定の場合は最寄りの中部電力さん等へご相談願います。

## ➡ 締結に至るまでの手順 5

⑤付加価値があるお品 (庭石、庭木等)、精密機械等の生産に関するお品は事前に万一のための保険にご加入下さい。

## ➡ 締結に至るまでの手順 6

⑥玉掛け者、消耗品類 (玉掛けワイヤー、シャックル、無線機) 等は、お客様にてご手配願います。  
但し、消耗品に関しては有料になりますが当社にて準備させて頂きます。

## ➡ 締結に至るまでの手順 7

⑦上記条項を踏まえて、指示書の交付および料金を前納頂いた上での締結と致します。  
また、せっかくお問い合わせ頂きましたも既に配車済みの場合、承れない場合もございますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。